

2018年度（第13回）北海道ミッドアマチュアゴルフ選手権予選競技（道東地区）

開催日：2018年9月2日（日）

会場：サホロカントリークラブ

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は、2打。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭または白線で定める。（定義 40）
2. ウォーターハザードが片側だけ定められる場合、そのウォーターハザードは無限に広がるものとみなす。
ウォーターハザードの一部がアウトオブバウンズで境界が定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界線と一致する。
3. 異常なグラウンド状態
 - (a) 修理地は白線と青杭で標示する。
 - (b) 張り芝の継ぎ目：付属規則 I (A) 3e を適用する
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。（ゴルフ規則 164p 参照）
4. 次のものは動かさない障害物とする
 - (a) 排水溝
 - (b) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (c) 動かさない障害物に接し白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
 - (d) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域（花壇など）はその障害物の一部とみなす。
5. コース内にある防球ネットによる障害（ゴルフ規則 24-2a）のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決定しなければならない。
6. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a) 巻網、ワイヤ等で樹木に密着しているもの。
 - (b) ウォーターハザード内にある護岸用の構造物。
7. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。
8. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合
規則 18-2 と規則 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。
その球やボールマーカーは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。
そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

9. 規則 6-6d 例外（スコア誤記）

規則 6-6d 例外は次の通り修正される。

どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競 技 の 条 件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用クラブと球の規格

(1) プレーヤーが持ち運ぶドライバーは R&A によって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。（ゴルフ規則 176p 参照）

(2) 溝とパンチマークの規格 裁定 4-1/1 『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。（付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 198～201p 参照）

(3) プレーヤーの使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。

この条件の違反の罰は競技失格。（ゴルフ規則 177p 参照）

3. プレーの中断と再開

① 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合に、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

② プレーの中断と再開の合図について

険悪な気象状況によるプレーの即時中断：1 回の長いサイレン。

通常のプレー中断：断続的なサイレン、または本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

プレーの再開：1 回の長いサイレン。

4. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰は、『付属規則 I (B) 5b』を適用する。（ゴルフ規則 181p 参照）

5. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B) 2』を適用する。（ゴルフ規則 179p 参照）

6. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

7. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。（マッチングスコアカード方式）

8. 競技終了時点

競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. アマチュア資格規則を遵守すること。不明な点は日本ゴルフ協会ホームページ(www.jga.or.jp)や日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則(付)アマチュア資格規則』等を参照すること。
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホール
のティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延については
ゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則 70p 参照)
5. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人 200 円 (40 球) を限度
とする。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことが
できる。
7. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることがある。

競技委員長 鎌田 敏雄